

2025年10月15日

商品・サービス

個人インターネットバンキング「じゅうろくダイレクト」における 振込限度額の上限額引下げおよび引上げ手続きの一部変更について

十六フィナンシャルグループの十六銀行（以下「当行」といいます。）は、昨今、全国の金融機関においてインターネットバンキングを悪用した不正送金が多数発生している状況を踏まえ、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策として、個人向けインターネットバンキング「じゅうろくダイレクト」（以下「じゅうろくダイレクト」といいます。）における1日あたりの振込限度額の上限額を引き下げます。あわせて、郵送による振込限度額引上げ手続きの受付を停止いたします。

お客さまにはご不便おかけいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 変更日

2025年11月16日（日）

2. 変更内容

項目	変更前	変更後
1日あたりの振込限度額	上限1,000万円	<u>上限500万円</u>
郵送による振込限度額の引上げ	受付可	<u>受付不可</u>

※ 変更日より前に設定された振込限度額は、変更後もそのまま有効です。

※ 変更日以降に振込限度額を再設定される場合は、500万円が上限となります。

※ 振込限度額の引上げをご希望の場合は、当行窓口またはじゅうろくダイレクトにてお手続きください（じゅうろくダイレクトでのお手続きには、ワンタイムパスワード（スマートフォンアプリ）のご利用が必要です）。

※ お振替や税金・各種料金払込（ペイジー）の限度額に変更はございません。

3. 振込限度額の確認方法

じゅうろくダイレクトにログイン後、以下の手順でご確認いただけます。

[各種手続] > [契約内容照会]

4. 「じゅうろくダイレクト利用規定」の改定

本対応に伴い「じゅうろくダイレクト利用規定」を一部改定いたします。

(1) 改定日

2025年11月17日（月）

(2) 改定内容
下線部赤字変更

現行	改定後
第4条 利用限度額 本サービスの各種取引における1日または1回あたりの利用限度額の上限金額は当行所定の範囲内とし、取引種類により異なります（以後、本規定における1日あたりの各種利用限度額の起点は、毎日日本時間の午前0時とします）。 このうち、お客さま自らが設定および変更できる利用限度額につきましては、本サービスにより登録いただけます。ただし、当行が指定する一部取引につきましては、当行所定の書面により登録いただきます。 なお、これらの利用限度額を超えた取引依頼については、当行は取引を行う義務を負いません。	第4条 利用限度額 (略) <u>また、お客さまが設定している振込限度額は、当行が必要と認めた場合、当行所定の金額に変更されるものとします。</u>

以 上